

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
諫早市	高来(湯江、高来西)	令和4年1月11日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	674.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	362.33 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	235.61 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	76.59 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	90.00 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	64.63 ha

(備考)

高来地区は、多良岳を背にして南向きに広がる扇状の傾斜地とその裾野に広がる平坦地帯の水田と、丘陵地の畑地からなっている。

湯江集落の、境川水系に属する宇良田井原地区では水田、湯江田井原地区では施設園芸作物栽培等が、神津倉・東平原地区では水田の汎用化が、法川・小峰から中山谷、矢半田・水ノ浦にかけては樹園地が広がり、また、古くから地域に伝わる「高来そば」の作付も行われるなど、多彩な農業が展開されている。

高来西では、田島川流域は水田、深海川・小江川及び支流一帯でも水田、丘陵地の畑地では果樹を主体として、露地野菜や花き栽培などが行われている。なお、中心経営体への集積率は、15.5%である。

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・地区内耕地面積の35.0%を70才以上の農業者が耕作を行っており、高齢化が進んでいることが伺われる。
- ・現在、中心経営体が地区内の耕地面積の15.5%を耕作と、その割合は低い。後継者不足により、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計より約102ha以上後継者未定等の農地が生じてくる。
- ・国道207号線以南の圃場をはじめ、地区内の河川流域において水田地帯となっており水稻の作付が盛んであるが、丘陵地域の畑では、特に栽培がされていない遊休農地が増加している。
- ・遊休農地の増加により、有害鳥獣(イノシシ)の被害が増加している。
- ・農地の排水不良等により、水田の汎用化が進んでいない集落がある。
- ・後継者不足により、入り作を求める声もある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・湯江集落は、土地改良区や中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織と協力し、中間管理制度の周知を図りながら、中心経営体への農地の集約化を行っていく。

・高来西集落では、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織と協力し、中間管理制度の周知を図りながら、中心経営体への農地の集約化を行っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向 (5年後)			備考
		経営作目	経営 面積 (ha)	経営作目	経営 面積 (ha)	農業を営む 範囲	
計	46 人		104.68		169.31		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「新就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、46筆、32,790㎡となっている。</p>
<p>・農地中間管理機構の活用方針 特に重点実施地区は設けないものの、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織を対象として、農地中間管理制度についての説明会を実施し、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。</p>
<p>・基盤整備等への取組方針 未整備水田の地域を中心に、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。高齢化等による集落の担い手不足に対応するため、集落営農の組織化を推進し、その支援を行う。</p>
<p>・新規・特産化作物の導入方針 米、麦等の土地利用型作物以外に、裏作として加工キャベツ、ブロッコリー、冬瓜などの収益性の高い作物の生産を推進し、取り組んでいく。また、「高来そば」のブランド化も推進していく。</p>
<p>・有害鳥獣被害防止対策の取組 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
46 計	32,790		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。